

欠格要件非該当に関する誓約書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者

住所

ふりがな

氏名

印

生年月日 年 月 日生

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

私は、山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約します。

なお、県が必要とする場合は、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

第9条 (抜粋)

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障により土砂の埋立て等を適切に行うことができない者として規則で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この条例の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者

ニ 第十九条第一項（第三号及び第七号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る山梨県行政手続条例（平成七年山梨県条例第四十六号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）又は規則で定める使用人であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

ホ 土砂の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（ヌにおいて単に「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（その法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人である場合においては、その役員又は規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 個人である場合においては、規則で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

土地使用同意書

許可申請者（ ）による土砂の埋立て等について、私が（ ）権を有する次の土地の使用に同意します。

土地の位置及び地番	地目（登記簿）	面積（登記簿）

また、同意の前提として、上記の許可申請者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置及び面積
- 3 土砂の埋立て等の目的
- 4 土砂の埋立て等を行う期間
- 5 土砂の埋立て等の完了時の土砂の数量及び土地の形状
- 6 排水施設その他の土砂の崩壊等を防止するための施設の設置計画
- 7 土砂の埋立て等を行っている間における土砂の崩壊等の発生を防止するための措置
- 8 土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画
- 9 土砂の埋立て等の用に供する土地の登記簿の地目及び現況による地目
- 10 土砂の埋立て等に使用される土砂の性状
- 11 廃棄物の土砂への混入を防止するために講ずる措置その他土砂の埋立て等に適した土砂の使用のために講ずる措置
- 12 現場管理者の氏名
- 13 申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 14 土砂の埋立て等が法令の許可等を受けることを必要とする場合においては、当該法令の許可等の状況
- 15 土砂の埋立て等が一時堆積行為である場合においては、最大堆積時の土砂の数量及び土地の形状
- 16 土砂の埋立て等が一時堆積行為である場合においては、土砂の埋立て等に使用される土砂の搬入及び搬出の年間の予定数量

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

権利者 住所
氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

公共工事建設発生土処分地の届出書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例取扱要綱第 4 条第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置	
	面積 (㎡)	

- 注 1 公共工事建設発生土処分地として指定されたことを証する書面を添付すること。
2 位置図 (縮尺 1/50,000 程度) 及び計画平面図 (縮尺 1/500 程度) を添付すること。